

第170回国会閣第7号に対する修正案

第170回国会衆議院財務金融委員会可決

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四条第一項第五号及び第六号の改正規定中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第四号中「責任」を「従前の経営体制の見直しその他の責任」に改め、同項第五号」に改める。

第一条のうち金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十六条第一項第五号ロ及びハを削る改正規定中「第十六条第一項第五号ロ」を「第十六条第一項第五号イ中「責任」を「従前の経営体制の見直しその他の責任」に改め、同号ロ」に改める。

第一条のうち金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定中第三十四条の三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 当該協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

第一条のうち金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定のうち第三十四条の八第二項中「（同項第一号に係るものを除く。）」を削る。